平成２５年（フ）第１１０号
広島県福山市山手町７丁目16番20号　コーポミマツ12
債務者　岩本　英夫
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１１１号
広島県福山市山手町７丁目16番20号　コーポミマツ12
債務者　岩本　郷子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６１号
鹿児島県姶良市加治木町反土27番地　ゆいタウン黒川住宅１棟104号
債務者　中原　雪絵（旧姓新保）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
青森県八戸市旭ケ丘１丁目６番地　市営住宅Ａ４－１－４、前住所青森県八戸市旭ケ丘１丁目８番地15
債務者　斉藤　義夫
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
神奈川県横須賀市太田和２丁目６番５号
債務者　三堀　好雄
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１０４号
神奈川県三浦市南下浦町菊名59番地
債務者　野沢　岩雄
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２８号
宮城県石巻市馬鞍字台９、住民票上の住所宮城県石巻市北上町十三浜字月浜220番地
債務者　佐々木日出子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第５８１９号
大阪府豊中市東泉丘２丁目11番17―205号
債務者　山岡　　正
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４３４号
大阪市城東区関目５丁目13番22―205号
債務者　濱田　憲治
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６９８号
大阪市城東区東中浜３丁目２番17号メゾン緑橋201
債務者　古川　明彦
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７６７号
大阪市鶴見区鶴見１丁目３番41号
債務者　奥野　耕治
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３９０号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目７番26号いずみ荘
債務者　日髙　博之
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４５３号
大阪市平野区瓜破西１丁目１番２―317号
債務者　笹倉まさみ
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４９５号
大阪府東大阪市吉田３丁目２番45号エクサーブ西村201号
債務者　岩本　孝一
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４９６号
大阪府高槻市寿町２丁目26番13号　三和ハイツ302号、前住所大阪府高槻市牧田町５番51―303号
債務者　平林　潤一
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７３８号
大阪市浪速区日本橋東２丁目10番９―207号
債務者　久米　秀昭
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７８３号
大阪市平野区瓜破２丁目１番36号　メゾンドギャルソン203
債務者　松本　真一
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部